

各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者支援施設等における非常災害対策の強化及び対応の徹底等について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、熊本県南部での豪雨による河川氾濫により、浸水した特別養護老人ホームで多数の心肺停止の方等が発見される等、大変痛ましい被災事案が発生しております。

本事案に関しまして、市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成29年5月19日法律第31号）により改正された水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられているところです。

また、障害者支援施設等においては、厚生労働省令により、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務付けられています。

については、避難確保計画及び非常災害対策計画の作成並びに避難訓練の実施が必要とされる施設において、当該対応が未実施の場合は、速やかな対応をお願いいたします。

また、対応済の施設におかれましても、市町村等防災関係機関との連携を密にし、引続き災害対策について徹底をお願いいたします。

【関連通知等】

○避難確保計画

「要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」(平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)

○非常災害対策計画

「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年2月1日障障発0201第1号)

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内 2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		